

『法の精神』の祖型(続・完)

— ビザンツ文人のペレストロイカ建白書 —

渡 辺 金 一

一橋大学社会科学古典資料センター

Center for Historical Social Science Literature  
Hitotsubashi University

「批判は苦い薬同様口あたり悪いもので、痛みを伴う。だが社会の病弊がそれをなくてかなわぬものにする。人は顔を顰めこすれ、結局それを服用する。それを、なにかきまった時間にきまった分量を投与すればよいもの、ぐらゐに考えるなら、間違いである。」

(ゴルバチョフ)

## ペロポネソス事情について皇帝マヌエルに宛てた プレトンの建白書

### [プロローグ]

- 1 いとも神々しき皇帝陛下よ。ペロポネソスのイタリア人支配者たちに対し、あらゆる点で申し分なき陛下の御子息たちが遂行された戦争は首尾よく、多大の成果をもって完了いたしました。イタリア人たちが支配していた領域の大部分の、最も恵まれた地方は、長い歳月の後にふたたび吾々の領土として奪回されました。かれらはまた、残余の領土についても、吾々の支配の下に立つとともに、すべてにわたって吾々に服する旨約束しました。その結果、栄光と名声は陛下の権威をかくも確固たらしめ、増大せしめていますし、国家もまた安全と利益を得るにとどまらず、若し神がそれをお許しになれば、事態の一層の改善がつづいておこる転機を掴んだこととなります。

それにつけても御提案申し上げ度き儀が私の脳裏に浮んで参ります。熟熟惟るに、それが実現の暁、栄光は弥増し、ペロポネソスの政情には極めて有利な事態が訪れるであります。だがこれに反して、それが実現を見ないとき、国家全体の安全のために、少からず憂慮すべき事態が生ずるであります。

- 2 最初に私はこのペロポネソスをとりあげ、陛下が同地方を、いかにまたとない程重要かを認識されるよう、若干言を費し度く存じますが、それは何も、陛下がこの地に配慮をお垂れにならないのを拝見してのことではなく、以下に申し上げることを、必要な手順を踏んで展開するためであります。

陛下が統べ治めたまう吾々臣民は、民族としてはギリシア人であり、それは、言語と父祖伝来の教養が示すとおりです。他のいかなる地方も、ペロポネソス、およびそれに加えて、隣接したヨーロッパ部分、ならびに近傍の島々ほど、ギリシア人にふさわしく、似付かわしいものではありません。と申しますのも、人間の記憶が届く限り、つねにこの地に住んでいるのこそ、このギリシア人に他ならないからです。他のいかなる民族もそれに先立ってここに住んだことはありません。また侵入して来た外来者がいったんそれを所有して他民族を追い払ったものの、今度は自分たちが別の民族から同じ憂き目を蒙ったような事態もおこっていないのです。反対にギリシア人はこの地方を、御存知の通り、つねに保持したのでして、それをけっして放棄しませんでした。

- 3 ギリシア全土のなかでもほかならぬこのペロポネソスが、ギリシア人の最も高貴で著名な支族を輩出しましたし、同地出身のギリシア人が、最も偉大で光輝ある業績をなすとげました。そして現在の陛下の御座所、ボスポロス海峡のほとりのかの大都市にとってもまた、顧みればペロポネソスは、その生みの母親とも言うことができます。と申しますのも、ビュザンティオンの先住民はギリシア人、しかもドーリア人でしたが、周知のとおりこのドーリア人はペロポネソス人だからです。他方また、後代イタリアのローマから輝かしい植民者を派遣して、ビュザンティオンをかくばかり華麗、壮大に拡張したのも、ペロポネソス人と縁もゆかりもない人々などではないからです。なぜなら、サビニ人はアエネアスの後裔とともに、かれらと同等の権利に基づいて、すべての都市のうち最も好運にめぐまれた都市ローマ

に集住しましたが、そのサビニ人はペロポネソス出身で、ラケダイモン人だからです。

- 4 この事情のために、ペロポネソスの地は、その皇帝たる陛下によっても、吾々臣民によっても、決して蔑にさるべきではありません。事実、およそ人は自分自身に属するものに、細心の配慮をめぐらすべきですが、ほかならぬペロポネソスこそ、すべての地方にまさって、吾々に最も固有の領土なのです。それにまたこの地は自然に恵まれている点で、太陽の照す地上のどの地域にもひけをとりません。ここの四季の調和、豊かな実り、総じて生活必需品の数々について言わなければならないすべてを、差当り私はいちいち述べますまい。ただここで指摘しなければならないのは安全性の点でして、いったいいかなる地がその点でペロポネソスにまさってまいしょうや。それはかくばかり大きな島であってしかも同時に大陸、状況に応じて土地の資源を活かせば、住民に、最少限の出費でいかなる攻撃に対しても身をまもることを、またそうしたいと思えばいつでも、自分の方から攻撃をおこなって、自分たちの領土に広大な他の地域を容易に付け加えることを可能ならしめます。ここで私は、全土にひろがり、到る処でアクロポリスさながらにそそりたつ難攻不落の山々のことに言及しませんでした。それら要害は、たとえ敵が偶々平地の制圧に成功しても、全土を支配下におくのを許さないでしょう。

- 5 従ってペロポネソスは、吾々ギリシア人固有の領土であるというだけでなく、その地の利の故に、配慮をめぐらさねばなりません。というのも、人は、その持っているものがより価値があれば、それ丈一層心をつくして世話しなければならないからです。

さてこの地は、ギリシア人に属する何人も関心事でなければなりません。とりわけ陛下御自身が皇帝として配慮をお垂れにならなければなりません。何人にもまさってまさに陛下にこそ、国家全体への配慮が託されているのです。しかも陛下に託されたこの配慮は、以前のすべての皇帝以上のものです。と申しますのも、イタリア人がこの地を領有し、長い間君臨したのち、他ならぬ陛下の御一族の御方たちが、人も知る通り、それをふたたび奪回されました。そして陛下よ、御自身は、他の数多の御美事な御業績に加えて、かの輝かしい御仕事、[コリント]地峡城壁構築を果されました。それは将来のみならず、すでに現在、安全保障のための最も偉大かつ強力な基礎とみなすことが出来ましょう。その結果、これまで為された御業績にひきつづいて、それにひけをとらない御事業を続行されるのがふさわしいと存じます。かくて陛下は、常に善事を志される御方であることが万人に明らかとなる一方、一たん手掛けられた善事を後代へ存続させることによって、最もよくそれを維持されることになりましょう。

- 6 考えますに、かの首都[コンスタンティノーブル]の安全と利益にとって、このペロポネソスの地が繁栄しているということは、少からず貢献するでありましょう。ただそれについて、いまここでいちいち論ずることは、余計なことと思われまふ。この地が、最大の配慮をはらう丈の価値があることは、ごく手短にはありますが充分述べたつもりです。そこでこれから私は、陛下が、すでに達成された御事業に、これから如何なる配慮を払われるべきか、かの地の事情のうち何を最も改革さるべきか、如何なる政策が最も利益をもたらすであろうか、を申し上げ度く存じます。そのさい、私は真つ先きに、今日の状態でとりわけ芳しくないと思われるものを挙げることをもって始めようと思ひます。

- 7 そこで先ず目に入るのは、ペロポネソスの住民の大部分が農業に、それと並んで一部が牧畜に従事し、そこから自分自身の生活の糧を得ているという事実です。ところでかれらはそ

れで国家に租税を納めるとともに、自らがおもむいて兵役の義務を果すのですが、その租税は額こそ僅かなものの、何回も納入をおこなわねばならず、さまざまな徴税役人が入替り、立代ってあらわれるとともに、租税はその大半が貨幣貢租であって実物貢租ではありません。このような状態の住民が軍役に徴集される際、実際に集るのは僅かな数にすぎず、しかもその僅かな人数の大部分は武器なしでして、宿营地入りしても、長くとどまろうとしません。というのも、農耕作業がかれらを家によびもどすためです、そこからかれらは家および宿营地の生活費を捻出し、おまけに納税までしなければなりません。かかる我慢のない軍隊、武器のない軍隊。それはいったい何の役に立ちましょうや。

- 8 それゆえ、事態がこうであり、かかる状態がきわめて憂うべきものであることは、その気持があるなら誰でも、現状から推察できましょう。そしてまた、最近終了した戦争を顧みれば、事態がけっして別ではないことが示されました。総じて、一人の者が軍役を果し、その同じ者が同時に自分自身と他人を扶養するなど、どうして出来ましょうや。加うるに軍隊はいつも戦利品を持ち帰り、その結果軍役に加わった者が利益にあずかるというわけにはゆかず、反対に軍事奉仕のための費用の大半は家計から持ち出さざるを得ませんが、この持ち出し分は本来国家の利益たるべき筈です。

かかる軍備状態では、地峡は安んじて防衛出来るどころか、危険がさし迫った際それをしのげるという確信も持てないでしょう。吾々がなお安泰であってかかる危険な状態に陥る前に、不十分であって不確かと思われる点を改革し、最善をつくして手当することによって、一旦危険がせまったとき、それに何なく対処出来るようにしなければなりません。実際、恐怖と危険が現実となってからでは、何か欠点を正すことなど至難の業です。

- 9 何人かの者は、各世帯に租税を課し、それによって地峡の警備用に外国人を傭兵として採用しようと考え、それを何か優れた、全うな案のように思っています。かれらは、それだけが深刻な現実に対処できるものとし、この租税収入が確保されるときに額を計算します。しかし私をして言わしむれば、それは笑止千万に思えます。と申しますのも、吾々は、自国の市民を破滅させながら外国人傭兵を採用して、後者から救助を期待するからです。吾々が自国民から防衛義務を免除し、その分だけかれらに課税するのは、自国民を破滅させることではないでしょうか。すでに多くの者が重税で破滅しているのに、かてて加えて更に課税すれば、いったい何がおこりましょうや。

- 10 続いて危険が迫れば、かの外国人傭兵は言うまでもなくもはや防衛をおこなうには力不足、そこで吾々が吾が国民軍の許に逃げて、かれらはつかれきっていておまけに武器をもたず、どこに配置されていても部署を持ちこたえることが出来ず、どうとも使いものになりません。そして神々しき陛下の指揮のもと、地峡に常駐している精鋭部隊も、戦闘能力をもった大軍団の後援がない以上、ほんの僅かの抵抗しか出来ないでしょう。実際かかる事態は私には、自分の不摂生がもとで病んでいながら、その不養生ぶりをあらためようとせず、誰かがすすめる薬や護符にたよってよくなるうとしか考えない者と同類に見えます。となれば、かかる助言者から、現下の状況で何か役に立つことなど吾々は期待できないでしょう。それでは、すべてにわたる抜本的な変革などおこらず、私がさきに申し上げたすべての問題点は改革されません。

- 11 何よりも先ず改革の対象たらねばならないと私が申し上げますのは、同一人が兵士であってしかも同時に納税義務者であるという現実です。そこでペロポネソス全住民は先ず二分さ

れ、夫々がその特性に基づいて、どちらにより適格かに応じて、兵士か納税義務者かに仕分けされなければなりません。そして兵士からは一切の納税義務が免除されなければなりません。また納税義務者について言えば、かれらからは、今日おこなわれているように、小額で何回にもわたり、何人もの徴税役人によって取っ換え引っ換えに、貨幣で徴税がなされてはなりません。何故なら、かかる現行の徴税方法は、納税者、徴税役人の双方にとって最も堪え難いからです。反対に、ただ一種類の租税が、実物で、唯一人の徴税役人によって夫々の納税者から徴集されなければなりません。それこそ、公正であってしかも同時に必要額より多過ぎも少な過ぎもせず、納税者自身にとって負担が最も軽い租税なのです。

- 12　そこで上記すべての条件を最もよく満す徴税方法とは何か、を以下に明示したいと思います。各人の労働の果実は次の三グループに帰属させるのが正当かつ適切と考えます。すなわち、果実の第一の部分は作業をおこなう労働者自身に、第二の部分は労働者に元手を世話する者に、そして第三の部分はすべての者に対し安全を保障する者に夫々割り当てられるべきです。労働者とは、犁をひく農耕者、畝を掘るブドウ栽培者、そして家畜飼育者のこと、かれらにとっての仕事の元手とは、役牛、ブドウ園、牧場、その他この類いのものこと、そして、すべての者のために安全を保障する者とは、すべての者に先立って身の危険をおかす兵士、並びに、大小を問わず国家全体のために夫々の公的任務を果す<sup>アルホネテス</sup>役人や高官のことです。そして最後に、万人の頭となり、万事を統率し、維持するのが皇帝です。そのどれが欠けても、他の部分はどれもはたらかなくなります。こうして、何よりも先ず、労働意欲のある者が居なければならず、続いて、かれらの仕事のために何らかの元手がなければならず、最後に、首尾よくいくためには、同時に、兵士たらしとする者が居なくてはなりません。
- 13　そこで今や、この編成に基づいて、労働から生れる果実を、それが穀物であれ、ブドウ酒であれ、オリーブ油であれ、木綿であれ、さらには、生れたての家畜であれ、羊乳であれ、羊毛であれ、その他類似の何であれ、上記三グループの誰彼に、分配しなければならぬと考えます。果実の割当ての計算は、農耕者については播種用穀物をさし引いた後に、牧夫については減少した従来の家畜所有高を補充した後に、おこなわれなければなりません。そしてはじめの三分の一が労働者自身に、つぎの三分の一が元手〔提供者〕に、さいごの三分の一が国家に割り当てられなければなりません。自分の元手で労働する者は三分の二を吾が物とし、残りの三分の一を国家にさし出すだけで足りる。それに対し元手を国家機関から借りうける者は、果実の三分の一を手にするだけで労働しなければなりません。ただしかれが国家機関となんらか別の契約をむすんでおり、それが別にこの比率から余りにかけ離れていて妥当でない、ということがなければ、それで構いません。国家と共同の元手を出し合って労働する者は、労働の果実の半分を手にすることが許されます。これら労働者グループの何人も、言及に価するようないかなるそれ以外の租税を、さらに納める必要はありません。租税を納める者をヘイロータイと名付けることにしましょう。それは、かれらが軍事奉仕から免除されて、租税を納めるように定められているからです。かれらは、国家の養い手とみなさるべきです。従って、上記の定められた租税以上のものをかれらに納めさせることも、<sup>アングレリア</sup>賦役を行わせることも、あってはなりません。反対に、かれらがいかなる不当な扱いもうけないよう、気をくばらなければなりません。
- 14　上記の住民編成をおこなった上で、それぞれの兵士には、歩兵であれば一人のヘイローテースを、騎兵であれば二人のヘイロータイを割当てるよう提案いたします。その結果夫々の

兵士は、軍事奉仕に支障を来さない範囲で自ら労働して取得する自分自身の収益分、並びに、ヘイロータイからの取り分を手にします。この最後の点については、ヘイロータイが自分の元手で労働しようと、国家機関から元手を借りうけて、ないし、その他いかなる仕方であれ国家と契約を結んで労働しようと、問いません。兵士はその結果、武器をたずさえて軍事奉仕を行い、どこに配置されようともそこにふみ止まらなければなりません。

住民すべてが軍事奉仕を果すにはふさわしいとは思えないために、全住民を兵士とヘイロータイとに分けることが出来るところでは、この区分法が適用されるべきです。これに反し、大部分の住民が軍事奉仕を果すにふさわしいと思われるところでは、かれらに二人一組のチームをつくらせた上で、この組み合わせチームが概して共同の元手で労働するようにさせ、ただその際、交代で、一方が二人の共同の元手で労働し、他方が軍事奉仕を果すようにすべきです。

高<sup>アルホンテス</sup>官と精鋭部隊のメンバーの夫々にヘイロータイ何人を割当てるべきかは、陛下御自身の御所存で決定すべき事項です。私の分際は、それについて建議することです。かれらの夫々に割当てられたヘイロータイ三人ごとに、一人をえらんで騎兵に仕立てるとというのがその内容です。この者は主人の従者ですが同時に国家の正規の兵士となります。その扶養問題は、主人、従者両者双方の間での個別的とりきめに基づいてきめられます。神々しき統率者たる陛下の宮廷用には、充分だとお考えになる人数のヘイロータイをおきめ下さい。

高位の聖職者たちには、その国家にたいする聖なる職務遂行にかんがみ、精鋭部隊のメンバーの取り分に見合った額が、ヘイロータイからの手取分として帰属します。そのさい、かれらが、独身者として、妻や子供のためにならぬ出費の要がないという点は、大目に見られます。

- 15 <sup>フィロソフエイ</sup>哲学すると称し、この口実のもとに多額の国費の支給にあずかることを要求する輩には、国費は何等割当てるべきではありません。かれらはただ自らの所有を無税<sup>アフレ</sup>で享受することが許され、自身いかなる納税を行なわない反面、国費の支給にもあずからないのが、神の意にかなない、かつ、かれらのかかげる看板にふさわしい、と私見いたします。かれらが国費にあずかることを要求するのは、受給者にとっても、支給者にとっても、けっしてふさわしくありませんし、神の意にかなうことでもありません。なぜなら、現に国費の支給をうけている者は、それを、国家の安全保障のため、国家防衛者として嘗めている苦勞の代償としてうけているのに反し、<sup>フィロソフエイ</sup>哲学すると称する輩は、公的礼拝に奉仕する他の聖職者たちとちがって、かれら自身も言う通り、世間から一切遠ざかり、自分個人のために神に祈り、自分自身の魂の救済につとめるからです。こうして、一方で、国家の安全保障のための報酬を、自らの有徳な生活ぶりを口実に、自分自身のために要求する者が居るかと思えば、他方で、この報酬を、それを受けるのが当然の者から取り上げて、かれらに割当てる者が居る、という始末です。そうであってみれば、私が思いますに、それが神の意にかなっているなどと考えるのは、ただ、迷信という第三の範疇の無神論に陥った結果、かくも度外れの捧げ物が神の意を左右できるなどと信ずる輩ばかりです。

- 16 私見いたしますに、かかる考えは、かの[修道士の観照的]生活方法を最初に提唱した人々の本意にそぐわないものです。これら先達の説くところに従えば、誰もがベストを盡して労働を行い、生活を立て、けっして他人を使役し[て不当な収入を懐にし]ない筈でした。

しかるに、一方で、妥当とは思えないもののためにかかる出費がなされ、他方で、この輩は国家奉仕を果しもしないでただ賜物を国家から受けることを主張して、国家は破産させら

れます。かれらは、自分自身のためには詭え向きの、無為の、寄生虫的生活方法を用意しながら、この恥ずべき事態には恬として恥じないために、国家はひどい有様になるばかりです。そこから、[無駄な出費を行う者と求める者の] 双方がいかなる不正を犯すことになるかは、誰の眼にも明らかです。事実、吾々の安全保障のための費用が蕩尽されるという、敵にとって願っても叶ってもない状態になることを、かれらは恥知らずにも、他ならぬ自分自身のためにもとめているのです。というのも、かかる費用は自分たちがそれ相当の見返りとして受けているのだと公言し、自分たち自身ないし自分たちの先行者たちが果した、かれらの言うところによれば、「数多くの偉大な」業績の当然の代償として手にすべきものなどと主張する輩は、実は、何ぞはからん、今や国家の滅亡に手を貸しているからです。私によれば、かれらは、何か正当な要求をしているどころか、全く考えなしに振舞っているのです。何故なら、かれらは、そうあって欲しくはありませんが、万一国家が滅亡でもしようものなら、もはや自分たちがうまい汁を吸うどころでないことを覚らないからです。

- 17 私の考えを申し上げますと、かれらのうちの何人かは、たしかに大きな奉仕ないし国家への寄付の代償として、現に所有するものを所有するか、あるいは、それら行為に見合ったものを受け取っていますが、かれらはこれら所有に基づいてそれにふさわしい奉仕を行うのが正義にかかっております。そのさいかれらは、ただただより高い榮譽をもって労われることだけを旨とし、収入が高まれば高まる程それに応じて一そうの奉仕にはげみ、もって国家に対し自分がより有為の人物であることで足れりとしなければなりません。そして、巷間いわれるところの、足でひっかけて、折角自分の出した乳を地上に撒き散らしてしまう牝牛の轍を踏んではなりませんし、また、ヘシオドス『『仕事と日』58行』にみられるところの、「自らのわざわいを恋い焦がれる者たち」を地で行ってもなりません。

実際、国家は、その安全保障をすべてまかなうに足る丈の財源をもはや現在ほとんど有していない以上、どうしても必要な国家支出にかてて加えて、あるいは哲学する<sup>フィロソフエイ</sup>と称し、あるいはその他の無為の生活をおこなって、その奉仕に見合ったものをはるかに上まわる額を要求する寄生虫的存在の群を養わねばならないとするなら、そのときいったいどういう結果になりましょうや。

そこで陛下御自身のなさるべき御仕事は、二つの側面にわたって改革のメスをお入れになることでして、個々の人々の一般的状況を改善する一方、とりわけ国家改革に意をはらっていただかなければなりません。

- 18 ここで私は、この論作の出発点にふたたび立ち戻ります。そして以上申し上げたことはおそらく、これから私が開陳いたしますことと背馳しないであろうと思われまふ。それは、地上のすべての土地は、その本来の自然の姿では、その住民共有のもので、何人たりともそのいずれか一片を私することは許されない、ということ、また、そうしたいと思う者は誰でも、その欲する処に種播きし、家を建て、そして、自分が欲するだけ、処理しうだけの広さの土地を耕すことが出来る、ということです。こうして何人も、現に保有する土地の労働を怠らない限り、それを所有する主人たり得るでしょう。かれは、何人にも貢租を納める必要はなく、土地の耕作において先んじた者は別として、それ以外の何人によっても煩わされたり、妨げられたりしてはなりません。それは、第三者の私的所有に該当する法ではなく、公的所有に該当する法が定めるとおりです。さらには、ヘイロータイに属する者は、すでに述べましたように、国家に収穫物の三分の一を納めれば、何人からもそれ以上を煩わされる

ことはありません。というもかれは、その義務を完遂したからです。そして兵士に所属する者、あるいはその他国家のために奉仕する者も、自分に割当てられた奉仕以外のいかなることを第三者に対して果すことはありません。

- 19 もし私の以上の提案が何か慣習に悖り、既成の秩序に反したこのように受け取る向きは、試案が本質的にけっして良くもなければ、国家にとっても個人にとってもけっして利益をもたらさない所以を指摘できた暁、私にたいし勝者たり得ましょう。自分の土地が奪われると思う者は、つぎのように自らを慰めればよいのです。土地が別に自分の手許から取り上げられるわけではなく、自分が無為を望まない限り、国家から全ての土地が利用に供されているのだ、と。その結果、そうしたいと欲する者は誰であれ、同じ条件で、何処であれ、労働することが許されることになれば、すべての土地はこうして耕され、収穫物を実らせて、もはや耕されないことも、ないがしろにされることもなくなり、かくて、国家、個人の双方にとり、一層の利益が生れるであります。

これら事項が以上私が陳べましたように整えられた暁、ペロポネソスの事情は最良の状態に改善されると私見いたします。地峡では交代して防衛の任につく十分な兵員に事欠かないでしょう。この地方いたるところに存在するアクロポリスを防備する者にも不足しないでしょう。敵が侵入すれば、それを撃退する者も見出せましょうし、もし必要とあらば遠征従軍者も見出せましょう。そしてまた、神々しい指導者たる陛下の宮廷に仕える、必要な丈の人数の者を揃えることも出来ましょう。こうして、もしペロポネソスの事態についての以上の改善案が実現を見、この国家体制が作動しはじめれば、最も不可欠でありながら具わっていないものなど、何一つ見つけ出すのはむずかしいことでしょう。

- 20 すでに申し上げましたことに、以下のことを付け加えるのは、あながち悪いことではないでしょう。

陛下よ！ 到る処で、そして当地でも、極悪の犯罪を犯す者があとを絶ちませんが、かれらに対しては、法により、大部分の場合死刑の判決が下されました。しかし現在、かかる犯罪者に対してはこの処罰は全く行われなくなり、裁判官はかれらのうちの或る者には身体の一部切断の刑を下す一方、多くの者を無罪釈放しています。この二つの処置は私には、適切だと思われません。身体の一部の切断は蛮族の為すところ、ギリシアのものでなく、吾が民族祖先伝来の慣習に非ず、切断箇所は見るとも憚ましい限りです。犯罪者を無罪釈放するのは、国家にとって最も有害かつ危険です。それに反して、私に、より適切であるとともに、国家にとって利益をもたらし、社会一般にとってもより有益と思われるのはつぎの処罰のやり方です。かかる犯罪者をいましめのまま労働させ、必要な公共事業、たとえば地峡の城壁工事のようなつらい作業、あるいはその他の場所での特に緊急を要すると思われる工事に従事させるやり方がそれです。兵士に〔本来の軍事奉仕義務に加えて〕更にかかる作業を負わせることは、緊急の必要でもおこらない限り、なすべきではありませんし、また納税者に、どこからみても国家に対しかれらが負担すべき義務に他ならない上述の租税に加えて、更に別の義務で煩わせることなど、なすべきではありません。

- 21 おなじく見過すことができないのは、貨幣制度の無秩序ぶりです。それに改革のメスを入れなければなりません。というも、かの外国の、おまけに劣悪な鑄貨を使って外国人に利益を提供し、吾々自身が物笑いのたねになるのは、何とも馬鹿げた話だからです。この状態を改革するために、私がすでに具申しました提案が少からず役に立つであります。

いうのも、租税を納めようとする者がそれを貨幣でなく実物で行い、国家から俸給を受けようとする者も同じく貨幣でなく実物でそれを受け取るなら、それによって事態に根本的な改善がはかれると私見する次第だからです。その結果貨幣はそれ程必要でなくなりましょうし、日常生活の小取引には、偶々流通している貨幣で十分でありましょう。因にペロポネソスでは、どこか外国で流通している貨幣のごとき、何等必要とは思えません。何故なら、この地では、鉄と武器を別とすれば、まずいかなる外国からの輸入品にも頼る必要など考えられず、したがってかかる貨幣はなんら必要としないからです。そしてこの鉄と武器も、この木綿と交換で、いとも容易に手に入れることが出来るのです。こうして吾々が外国のかの劣悪な貨幣を排除しても、なんら不都合は生じないでしょう。

- 22 外国産の衣服が必要だと考えるのは、全く馬鹿げたことです。現地産の羊毛もあり、亜麻もビュツソス亜麻も木綿もとれるというのに、吾々が製造技術を最大限駆使してそれらを衣服に仕立てるどころか、反対に大西洋から輸入されて来、イオニア海の彼方で衣服に仕立てられた外国産羊毛が必要だ、などとするのは、国家にとって少からず損失です。外国産の衣服が、国産のそれよりいかに美しく見えようとも、自国産の原料を使い自前で製造した衣服を持つ方が、吾々にとって現実に、どれ程一層立派でしょう。
- 23 私はここに物資の輸入に言及しました関係上、物資の輸入並びに輸出一般について短くふれるのがふさわしいでしょう。輸入物資については、輸入する方が良いものと、そうでないものがありますし、輸出物資についても、輸出する方が良いものとそうでないものがあります。おしなべて輸入物資にも輸出物資にも、ものによっては、輸入、輸出のどちらがおこっても、さしたる違いのないものもあります。だからといって、そのさい、どうでもいいという態度をとり、成行まかせにすべきではありません。というのも、そこでの処理が正しく行われるかどうかは、国家に少からぬ関わりをもつと考えられるからです。すなわち、輸入する方がよい物資については、それを輸入する者が自国民であろうと、外国人であろうと、輸入が容易になるよう、輸入にさいして、いかなる租税も課さるべきではありません。これと反対に、国内に残る方がよい物資は、それを輸出する者は、高額の租税を支払わなければなりません。それは、その結果、輸出しても利益がなく、自国民の使用のために、よりふんだんに件の物資が供されるからです。ないし、該当物資が輸出されても、国家に収益が生れ、そのさい国庫に付け加わる収入によって、大使派遣のために、そして不時の支出のために、経費を捻出することも可能になるからです。
- 24 今申し上げたことどもは、おそらく、その改革を後代はじめて手掛けても遅くないでしょう。それに反して、現下の安全保障のために、特に、そして真先に手をつけなければならないのが、不屈の軍隊〔創設〕について、ならびに、自分たち固有の奉仕を果さなければならない納税義務者から徴集すべき、公平で、好ましく、重くない租税について、私が申し上げたばかりの点です。とはいえ、もし誰かが、それよりも優れ、実行も容易い意見を述べるなら、それが実施されなければなりません。いずれにせよ、現在あるがごとき状態は見過されても放置されてもなりませんし、許容されてもなりません。なぜなら現状は悪しく、危険だからです。とは申せ、誰かが、私の申し上げました試案より一層優れ、役に立つ案を考え出すなどとは思いません。私の献策は、けっして扱いに手子摺るようなものでもなければ、実施が困難なものでもない、と考えます。

兎も角、事態は今日の状態に長くとどまることが出来ないでしょうし、今後大きな危険と

損失に見舞われずにすむわけにもゆかないでしょう。

皇帝陛下よ。ここで陛下は、主権者としての御決断をお下しにならなければなりません。陛下がすべてのことにわたって私共にとって主人たる以上、それは決して難しいことではありません。どうか最も正義にかなった最善の御決断、すべての人々にあまねくゆきわたり、国家も個人も等しく恩恵に浴する有効な御決断をお下し下さい。

### [エピローグ]

- 25 陛下が当地域の最高権力である以上、続いて私を、陛下の御決断の実施担当者に御命じ下さい。然らば私はその仕事をお受けし、たとい他の誰にその勇気がなくとも、ペロポネソスの状態を、以上私が具申申し上げました大綱にそって整備し、秩序化することを御誓い致します。ただ陛下よ、この任務を、陛下のもとに群りながら、陛下のために最善を盡すことなど毛頭念頭にはない輩に委任することだけは何としてもお避け下さい。陛下が躊躇うことも、悪しき方向に傾くこともなく、国事を統率し、遂行される暁、私が以上申し上げましたところを陛下は一つのこさず、容易に実現されましよう。以上私は、役に立つと私が考えますこと、並びに、私がそう考えるいわれを、申し上げました。私のこの意見は、陛下の崇き御子息方にも、同じ建白書のかたちで、すでにお示ししてあります。今とりわけ必要なのは、それについての陛下の御賛意をとりつけることです。一旦それがかなえば、人間を超えた諸力の同意をとりつけたも同然、私の建白書は光輝に満ち、即刻実行に移されましよう。陛下が有効かつ万人に役立つ御決断を下されるのを、何とぞ神が嘉し給わんことを。

## ペロポネソスについてのプレトンの二建白書の内容梗概

デスポテース・テオドロス宛て（前稿、一橋大学社会科学古典資料センター〈Study Series〉  
No.14 (March 1987) 所収)

- 1 航海に際しての船長、戦陣にあつての軍司令官と同様、危機に直面した国家の最上の国制は、全権を掌握した唯一者の支配であること。しかし乗組員、兵士が全体のために船長ないし軍司令官に向つて意見具申が許されるように、国民の誰にも国家のために進言する権利が許されること。皇帝からペロポネソス統治の権限を委ねられたデスポテース・テオドロスは進言を取捨選択にして最上の方策を決定し、実行すべきこと。
- 2 現在のペロポネソスは内外に敵を抱え、とりわけトルコ人から、アレクサンドロス大王の遠征に対する復讐として、きびしい圧迫を蒙っていること。それへの対策としてのプレトン自身の建白書も、したがって口に苦い良薬を盛る医師の例にもれず、佞臣どもの胡麻播り進言とは裏腹に、支配者の耳に痛いものたらざるをえないこと。
- 3 最悪の状態にたちいたつても決して絶望せず、未来に希望をつなぐべきこと。事実、アカイア人に亡ぼされたトロヤ人は後にローマを建設し、ギリシア人に倒されたペルシア人はやがて [ササン朝期]、ローマ人に貢納の義務を負わせるにいたつたこと。
- 4 国家を確実かつ永続的に改善しようと思えば、国制改革を措いてないこと。国家の明暗は、国制のいかんによって定まること。
- 5 以上の主張の論拠として、自分たちの最初の秩序樹立者としてのヘラクレスにギリシア人が、自分たちの国制定者としてのリュクルゴスにスパルタ人が、エパミノンドスの教育者としてのピタゴラス派にテーバイ人が、そしてフィリッポスの教育者としてのこのエパミノンドス、並びにアレクサンドロスの教育者としてのアリストテレスにマケドニア人が恩義を蒙っている諸事例。
- 6 優れた国制が国運隆昌の鍵であるあるという主張の論拠としての、ローマ人、サラセン人、トルコ人の更に一層の事例。それにつけても、惨憺たるペロポネソスの現状を脱却するため、国制改革の断行こそ、最優先課題であること。
- 7 国制の主要三形態である、唯一者支配、少数者支配、民衆支配のうち、唯一者支配が、優れた助言者を擁し、実効性のある法を具えた場合、最上であること。その際、助言者はその数が程々、いずれも教育をうけ、程々の財産の持ち主たるべきこと。
- 8 良き法とは、人口をその活動に応じて区分し、それぞれの活動範囲を確定するにあること。その際、基幹部分は、自ら労働する者、すなわち、農民、牧夫から成り、サーヴィス<sup>ディアコニア</sup>を提供する者、すなわち、商工業者が第二の部分構成すること。
- 9 第三の部分は、国家の秩序維持と防衛を担当する文官並びに、兵士とそれを指揮する武官から成ること。これら公的な職務を担当する者たちの生活を支えるために存在するのが租税であり、経済を担当する者がそれを負担しなければならないこと。
- 10 国家の秩序維持と防衛を担当する者について。高官は行政業務に専念し、サーヴィス業務に手を染めてはならないこと。兵士は率先して軍事奉仕を果し、その代償として租税を免除

されるが、そのために経済を担当する者が重税を課されることがあってはならないこと。軍隊の主要基幹部分は自国民から構成されなければならない、外国人であってはならないこと。兵農分離の原則が適用されないところでは、農民二人一組のチームを編成し、交代で軍務と農耕をおこなわせるべきこと。

- 11 国家の戦力を殺ぐ陸海両軍の保持はさけるべく、陸軍の充実に意を用うべきこと。
- 12 賦役、貨幣租税、実物租税のうち、最後のものが最も適切な租税であること。
- 13 土地からの収穫は、自ら労働をおこなう者、そのために資本を提供する者、社会秩序の維持に当る者、に三分さるべきこと。この最後の者に帰属すべき収穫部分に相当するのが租税であること。
- 14 俎上にのぼすべき改革の諸項目としての、暮しぶり、輸出入、貨幣制度、刑法。  
暮しぶりは簡素を旨とし、贅沢な舶来品の着用はさしひかえるべきこと。  
自国産品の輸出は一切行わず、同盟国に対してのみ、価格の半分の輸出関税を課した上で輸出が許可されること。また、鉄、武器等の最も必要な物資の輸入に限って、その見返りとして輸出が、輸出関税免除の上で行われるべきこと。  
劣悪な外国通貨の流通を禁ずべきこと。  
野蛮な体刑は廃止すべきこと。
- 15 国家の興亡を分ける原点としての、国民の神観念。正か邪かを決定する上でのこの神観念の三主要基準。  
[1] 神はすべてにぬきん出た存在であること。  
[2] 神はすべての人間に配慮を垂れ、恩寵を及ぼすこと。  
[3] だが神のこの支配は、人間の行為によって左右される性質のものではないこと。従って、いかなる高価な捧げ物も、国家財政を破綻させるのが落ちであること。
- 16 神観念のこの三基準にかなっているか、そむいているか、によって、そこから善、悪の二生活原理がみちびき出されること。人間の本性は神的要素たる魂と、可死的要素たる肉体とから構成され、前者の支配から善が、後者の支配から悪が生ずること。この両者の間には中間段階が存在すること。
- 17 善を追い求め、その結果自国民の栄光に寄与した事例としての、ギリシア人にとってのヘラクレス、ラケダイモン人にとってのリュクルゴス、ギリシア人、マケドニア人にとってのアレクサンドロス、ペルシア人にとってのキュロス。
- 18 悪を追い求め、その結果自国民を破滅にみちびいた事例としての、イリオン人[トロヤ人]にとってのアレクサンドロス[パリス]、アッシリア人にとってのサルダナパロス、ローマ人にとってのネロ。
- 19 悪を追い求める者たちのさまざまな態様。或る者は口でこそ正義、真理、普遍的善をとるが、その実自らの快楽が念頭から離れない連中。他の者は、自らの利害が関わってくるや否や、いままで口にしてきた正義や真理を弊履のごとく捨てて省みない連中。かかる手合に国政を委ねれば、いかに確固たる法も有効性を喪失するは必定。
- 20 僅かな残存領土を有するにすぎぬローマ帝国を救う手段として、もはや堅固な国制の樹立を措いてないこと。その断行は一にかかってデスポテースの決断にあること。
- 21 民族を維持し、国家を護持する崇高な使命を帯び、その遂行のための最高の権力を持つデスポテースは、上にプレトンが具申した国制改革に着手すべきこと。

- 22 国制改革の手始めは、有能な助言者選びであり、国制改革断行の必要なゆえんを説いて、かれらを然るべき部署に配置すべきこと。
- 23 続いてとるべき改革は、強力な軍隊の創設であり、それは兵農分離によって達成されること。
- 24 国制改革の第三点は、国家に奉仕する高官が、商売にたずさわることの禁止。
- 25 その第四点は税制改革にあり、生産物の三分の一の実物租税に一本化すべきこと。なおデスポテース自身、および文武の高官の家計のために一定数の農民<sup>ヘイローダイ</sup>を割当てて差支えないが、それは、この割当てをうけた者がそれぞれの限度内でやりくりし、それを越えて国家の防衛費そのものまで手を染めないための措置であること。
- 26 鷲と孔雀の対比を通じ、みてくれによって人物を判断すべきでないという忠告。並びに、善き羊飼と悪しき羊飼との対比を通じ、資源を浪費せず、節約して万一にそなえるべしという忠告。
- 27 先例にこだわらず、誰彼の意向にたとい反しても、あらゆる犠牲を省みず、あらゆる方策をつくして、国家の護持をはかるべく、皇帝もその熱意に動かされて、協力を惜しまないであらうという、献策者プレトンのデスポテース・テオドロスにたいする要請。

#### 皇帝マヌエル宛て（本稿）

- 1 ペロポネソス奪回が成功裡に終了した今、この成果をローマ帝国全体の安全と利益のための転機として役立つべしとのプレトンの、皇帝マヌエル宛ての期待表明。
- 2 ペロポネソスは、言語と教養の点で、古来から一貫して、ギリシア人にとり父祖伝来の地であり続けたこと。
- 3 ペロポネソスと帝都コンスタンティノープルとの因縁浅からざる関係について。コンスタンティノープルの前身ビュザンティオンの建設者はペロポネソス出身のドーリア人であるばかりでなく、さらに遡って、この帝都建設のため植民者を派遣したローマをそもそもアエネアスの後裔とともに建設したサビニ人その者が、これまたペロポネソスのラケダイモン人に他ならなかったこと。
- 4 ローマ帝国にとって、ペロポネソスは自然にめぐまれ、産物は豊かにして多岐にわたり、軍事上も難攻不落の地として、特別重視すべき地たること。
- 5 加えて、皇帝一族のメンバーがイタリア人から領土を奪回し、皇帝マヌエル自身もコリント地峡城壁を建設した点にかんがみ、ペロポネソスは現王朝パライオロゴス家にとって、とりわけ配慮をめぐらすべき地であること。
- 6 ペロポネソスについての献策に先立って、改革のメスを入れなければならないこの地の現状をまず指摘しなければならないこと。
- 7 ペロポネソス住民の大部分たる農民と牧夫が国家に租税（しかもそれは、いく種類もの貨幣貢租から成り、その都度、徴税役人が取り立てに来る）を納め、かつ兵役に服さねばならないという二重の義務を負っている現状は望ましくないこと。
- 8 同一人が軍役を果す一方、自分とその家族を養い、宿営地での費用を自弁した上、租税を負担しなければならないという不都合は、最近おこなわれた戦争での経験に徴して明らかになったこと。そのため、未だ余裕のある現在、この点で将来にむけて改革に着手すべきこと。
- 9 外国人傭兵制を採用し、自国民には自国防衛の義務を免除し、代りにこの傭兵制を維持す

- るために新たな課税を行うべしという提案は、自国民がすでに現在でも重税に喘いでいる以上、却下さるべきこと。
- 10 加えて外国人傭兵はそもそも信がおけず、さりとて自国民の軍隊も現状では使用に堪えぬ以上、上記の提言は、自らの不養生を棚上げした姑息な手だてにすぎず、全般的な抜本的改革から距ること遠いこと。
  - 11 兵農分離をおこない、兵士には一切の租税義務を免除する一方、農民が今後負担すべき租税は実物貢租に一元化し、唯一種類の租税が、唯一人の徴税役人により徴集さるべきこと。
  - 12 労働の果実は、自ら労働を行う者、労働手段を提供する者、万人の安全を保障する者、の三者に割当てるのが正しいこと。
  - 13 この割当てにあたっては、労働の果実は、三者それぞれに、三分の二ずつ均等配分するのが原則たるべきこと。その適用にあたっては、事情を顧慮した実施要領によるべきこと。労働を負担し、果実を生み出すヘイロータイは、上記原則に違反した不当な扱いを蒙らぬよう、特に心すべきこと。
  - 14 上記原則に基づく、ヘイロータイの兵士扶養義務について。歩兵には一人の、騎兵には二人のヘイロータイが割当てられ、ヘイロータイはそれぞれ自分が指定された兵士を扶養すること。この兵農分離が貫徹できない場所では、住民は二人一組のチームをつくり、交代制でそれぞれが労働と兵役を交互に遂行すること。文武高官に指定さるべきヘイロータイの人数の決定は皇帝の専管事項であること。皇帝は自らに所属すべきヘイロータイの人数を自ら決定すること。高位の聖職者については、高官の場合に準ずること。
  - 15 観照的生活理想を看板に、国費の支給を要求する修道士は、国家奉仕の義務を果している者とはちがってその権利を持たず、納税免除の特権に与ることが出来るにすぎないこと。
  - 16 寄生虫的存在たるかれらのこの要求は、国家安全保障費の犠牲においてしか叶えられず、それによってかれらは、国家の滅亡に手を貸していること。
  - 17 かれらは現にその所有するものにふさわしい国家奉仕をなすべく、その結果、栄誉を与えられることをもって、事足りるとすべきこと。
  - 18 そもそも、すべての土地は私有が認められず、万人のものたるべく、労働をつぎこんだ者に当該土地は属すること。従ってヘイロータイは収穫物の三分の一を納めれば、何人に対しても更に義務を負わされることはなく、他方兵士も、その他の国家奉仕者も、それぞれの对国家義務を果すだけで足り、それ以上のことを第三者に対して果す義務をもたないこと。
  - 19 土地は万人のものという、一見従来慣習と秩序に反したもののよう受け取られかねない上記の提案も、実は生産を促進し、国家、個人にとって一層の利益を約束する一方、国家防衛のために必要な兵員の確保につながる最善の方策であること。
  - 20 極悪犯罪人に対し、かつて下された死刑にかわって現在おこなわれている無罪釈放、ないし身体の一部切断は、前者は国家にとり危険極まりなき故に、後者はその野蛮性故に、廃止さるべく、代って今後、公共事業、たとえば地峡での城壁構築工事の如きに、かれらは従事せしめられるべきこと。
  - 21 劣悪外国通貨によりひきおこされた貨幣制度の混乱の除去も、実物貢租一本化というさきの税制改革で貨幣一般が不要になる結果、達成されること。輸入が必要な鉄と武器も、別に貨幣を用いずとも、国内産の木綿との物々交換で調達可能なこと。
  - 22 羊毛以下の自国産衣料原料が豊富に存在するにも拘らず、西方から高級衣服を輸入するの

は馬鹿げた行為なること。

- 23 輸入したい物資の輸入は無税とし、他方、輸出したくない物資には高額の輸出税を課すべく、その際の国庫収入により、大使派遣その他の不時の出費捻出が可能になること。
- 24 以上の刑法、通貨、貿易改革案とくらべ、先の軍制・税制改革案が、現下の難局を乗り切るため、先ず手掛けなければならない最も緊急な課題であり、プレトンのこの献策にまさるものあり、とは考えられないこと。主権者たる皇帝の決断をもってすれば、その遂行も決して困難ではないこと。
- 25 この改革案の実施担当者には是非プレトンその人を指名され度く、かかる使命にふさわしからざる佞臣へは、よも委任すべからざること。すでに同じ趣旨の建白書はモレアのデスポテースに提出済であり、ただ皇帝自身の賛意をまつのみであること。

## 解 題

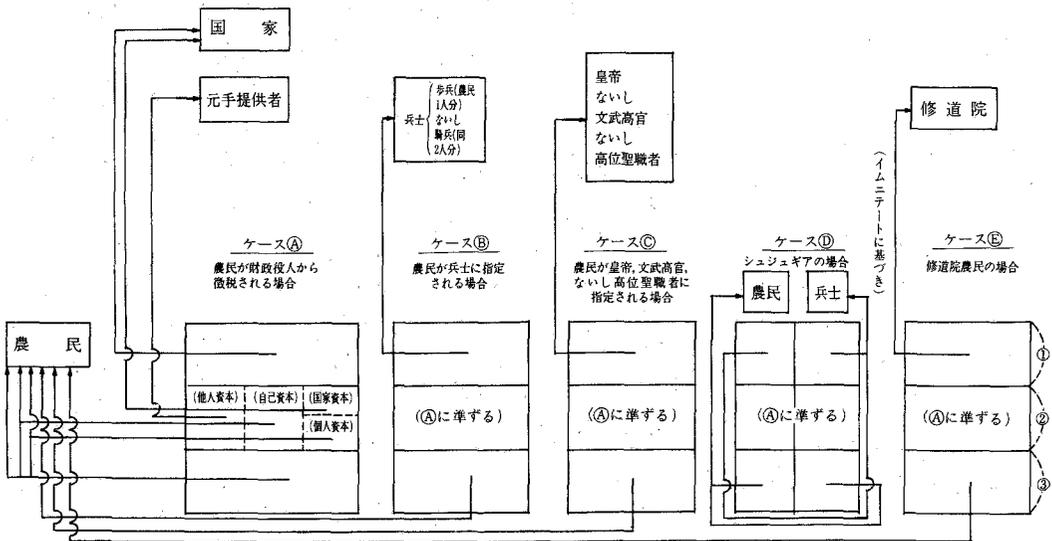
ここに訳出したプレトンの二国家改造建白書は具体的には国制、税制、兵制、幣制、法制（刑法）にわたるものであるが、内容はそれにとどまらない。そこでは同時に、全国民の三階層区分論や年々生産される国民的富の配分論が説かれ、従来一貫して異教のレッテルが貼られつづけてきた古典ギリシアとの一体性が今や正面切って振翳され、返す刀で、オーソドックスの聖杯グラールを護る最後の牙城、ビザンツ修道士制に対し徹底的な批判が展開されるかと思えば、土地私有制一般の否定の論陣が張られ、ついには神学（それは期せずして、プロテスタント、ことにカルヴァン派的色彩を色濃くもつ）に依拠したイデオロギー論にまで及ぶ。こうして極めて広範な領域が視野に収められ、そのいずれもが、吾々の取組むべき重要な研究課題をかたちづくる。

そればかりではない。思想史上の系譜という観点からみても、プラトン以下のギリシア古典への依拠、同時代西ヨーロッパのユートピア論との関係、さらには近代ヨーロッパの国家学説への影響など、どれ一つを取ってみても大変な問題ばかりである。

以上のように多岐にわたる問題と取組むためにも、何よりもまず二建白書のテキストそのものを読んでみることにしよう。その結果出来上がったのが上の翻訳である。したがってそれはあくまでも、続いてなすべき本格的な研究の出発点にすぎない。

だがたといそうであっても、いったいプレトン構想が、少なくとも国民的富の配分について、どんな画像を吾々に提示するか、は、この翻訳から、おぼろ気に浮び上るであろう。それを図示すれば、以下のようになるであろう。

生産物の三分システムとその帰属先(①租税分, ②元手の利子分, ③農民取分)



もとより、不明な点も少なくない。たとえば、その果たす機能により三区分された国民のグループの一つ、サービス提供者として一括された手工業者、大商人、小売商人などは、上掲の図中のどこに位置づけられることになるのか。かれらの負担すべき賦税はいかなるものであり、国家財政収入上どれ程の重要性をもつのであろうか。また、年々生産される国民的富の一部が帰属すべき先とされた元手提供者とは具体的にいかなる社会的存在であり、現実にはどの社会層と関係づけることが妥当なのか、等々。これを要するに、プレトンの献策が適用されるべき当時の社会的現実はそもそもいかなるものであり、したがって、この両者の関係はどれ程の緊張をはらむことが予測されるか、である。

現実とのかかわりというこの点で附言しておきたい点の一つ。それはプレトン自身、上図中のケース③の該当者であったことである。現存するデスポテース文書によれば、かれは、ビザンツ的封土といわれるプロノアを下賜された結果、そこに居住する農民から、国家に代って租税を取得することになったということである (cf. G. Ostrogorskij, *Pour l'histoire de la féodalité byzantine*. Bruxelles 1954. p.180 sqq.)

最後に、翻訳したギリシア語テキスト、およびめぼしい関連研究について、ふれておこう。

何よりも先ず挙げなければならないのは、後には大統領になったギリシアの歴史家ラムプロス (1851-1919) が全ヨーロッパの主要図書館のビザンツ史料を隈無く渉猟してなしたげた成果の一つ、モレアのデスポテース領関係の史料集に収められたテキストである<sup>1)</sup>。

それに先立つ19世紀、民衆から湧き出るアノニウムなものへの愛着の念に駆られ、「古典主義の煌びやかな大礼服の背後に本来のビザンツを追い求めた」(H.-G. Beck)ドイツのビザンツ研究者エリッセン (1815-1872) の5巻から成る史料集には、ギリシア語テキストとともにそのドイツ語訳が収められ、今日なお基本的には凌駕されない、詳細な文献学的、歴史学的注釈が附されている<sup>2)</sup>。

その他、部分訳だが、短い解説を付して、イギリスの政治学者バーカー、ドイツのビザンツ研究者ベックにより、それぞれの特色あるビザンツ史料案内中に、英語訳<sup>3)</sup>ないしドイツ語<sup>4)</sup>訳が収められている。最近刊行されたブルームのドイツ語訳プレトン著作中では、二建白書全文を読むことが出来る<sup>5)</sup>。

スタンダードなプレトン研究は、マセならびにソルダトスの著書であるが、勿論そこで二建白書も取り上げられている<sup>6)</sup>。

モレアのデスポテース領についての基本研究文献はいうまでもなくザキュティノスの名著であり、かれはまた、ビザンツ末期の経済についてもモノグラフィーを著している<sup>7)</sup>。

1) Sp. Lampros, *Palaiologeia kai Peloponnesiaka*. III. Athenai 1926. p.246-265 (皇帝マヌエル宛て) ; IV. Athenai 1930. p.113-135. (デスポテース・テオドロス宛て)

2) A. Ellissen, *Analekten der mittel- und neugriechischen Literatur*. IV, 2, Leipzig 1860. 154 S.

3) E. Barker, *Social and Political Thought in Byzantium from Justinian to the Last Palaeologus. Passages from Byzantine Writers and Documents*. Oxford 1957. p. 198-212.

4) H.-G. Beck, *Byzantinisches Lesebuch*. München 1982. S.120-127. (皇帝マヌエル宛てのみ)

5) W. Blum (Ed.), *Georgios Gemistos Plethon. Politik, Philosophie und Rhetorik im spät-byzantinischen Reich (1355-1452)*. <Bibliothek der griechischen Literatur, 25> Stuttgart

1988. S.151—187.

6) F. Masai, *Pléthon et le platonisme de Mistra*. Paris 1956. p.66—101.

Ch. Soldatos, *Georgios Gemistos Plethon*. (現代ギリシア語、副題：「ミストラの哲学者の国家論並びにかれが創始したフィレンツェのプラトン研究についての論考」) Athenai 1973. p.62—105. ここには、ギリシア語テキスト本文も同時に収録されている。

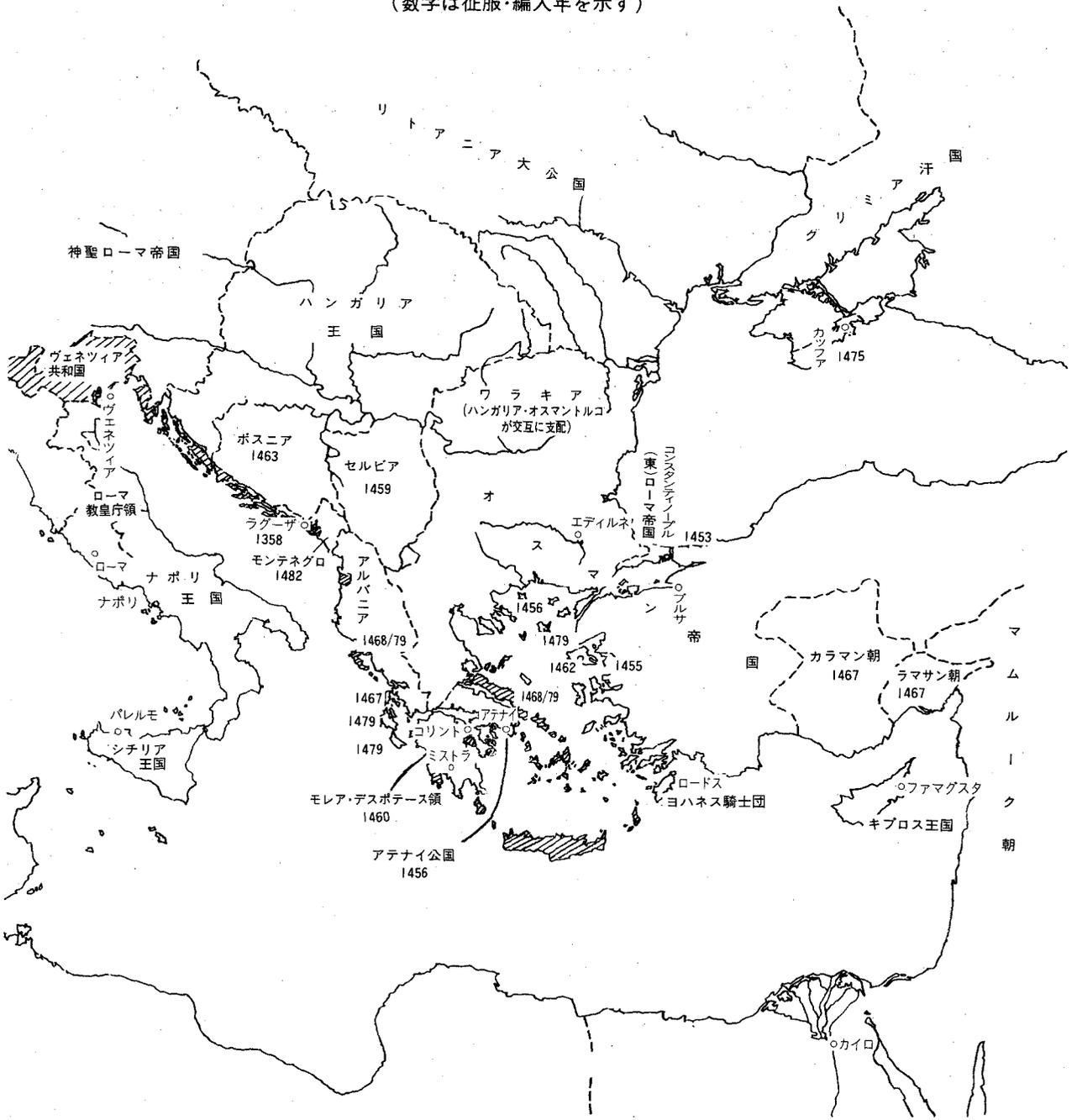
7) D. Zakythinos, *Le Déspotat grec de Morée*. I : *Histoire politique*. Athènes 1932. II: *Vie et institutions*. Athènes 1953. Edition revue et augmentée par Chryssa Maltézou. London 1975. Id., *Crise monétaire et crise économique à Byzance du XIII<sup>e</sup> au XV<sup>e</sup> siècle*. <Hellénisme contemporain> Athènes 1948.

[後記] 執筆後 T. S. Nikolaou, *Plethon über Staat und Recht*. 2. Aufl. 1989. [Byz. Texte u. Stud., 13] を知ったが未見。

(共立女子大学教授，一橋大学名誉教授)

# 15世紀中葉のオスマン帝国勢力の伸長

(数字は征服・編入年を示す)



## 目 次

まえがき	1
年表	2
ペロポネソスについてデスポテース・テオドロスに宛てたプレトンの建白書	3

一橋大学社会科学古典資料センター《Study Series》No. 14(March 1987)所収



ゴルパチョフ語録より	
ペロポネソス事情について皇帝マヌエルに宛てたプレトンの建白書	3
ペロポネソスについてのプレトンの二建白書の内容梗概	12
解題	17
地図	20

本号所収

---

---

一橋大学社会科学古典資料センター *Study Series. No.22*

発行所 東京都国立市中2-1  
一橋大学社会科学古典資料センター

発行日 1990年3月31日

印刷所 東京都八王子市石川町2951-9  
三省堂印刷株式会社

---

---

